

今後も安定して安全な水を届け続けるために

令和7年4月1日から

市では、平成8年度以来29年ぶりに※水道料金等を改定します。

※消費税法等の改正に伴う消費税転嫁による改定を除く

改定後（令和7年4月1日～）の水道料金表

①基本料金

（消費税などを除く）

口径	基本料金（1月当たり）			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
13mm	450円	340円	110円	32.35%
20mm	830円	620円	210円	33.87%
25mm	1,130円	840円	290円	34.52%
40mm	2,950円	2,200円	750円	34.09%
50mm	7,630円	5,700円	1,930円	33.86%
75mm	14,040円	10,500円	3,540円	33.71%
100mm	27,680円	20,700円	6,980円	33.72%
150mm	77,160円	57,700円	19,460円	33.73%

②従量料金

（消費税などを除く）

使用水量（1月当たり）		従量料金（1㎡当たり）			
		新料金	旧料金	改定額	改定率
1㎡から	10㎡までの分	60円	45円	15円	33.33%
10㎡を超え	20㎡までの分	105円	80円	25円	31.25%
20㎡を超え	30㎡までの分	160円	120円	40円	33.33%
30㎡を超え	50㎡までの分	215円	160円	55円	34.38%
50㎡を超え	100㎡までの分	265円	200円	65円	32.50%
	100㎡を超える分	355円	260円	95円	36.54%

※分担金・加入金の料金表は、『みずのめぐみ第29号』をご覧ください

口径と使用水量は、2カ月に一度配布する「水道使用量等のお知らせ」で確認できます

世帯人数・口径別料金シミュレーション

一般家庭で使用される口径 20mm の平均的な世帯使用水量※ などから、2カ月分の水道料金を算出して比較すると、2カ月当たり1人世帯…726円、2人世帯…1,067円、3人世帯…1,342円、4人世帯…1,606円の値上がりとなります。

※東京都水道局ホームページ参照

（消費税などを含む）

	使用者例	一般家庭				小中規模工場等	大規模集客施設等	
		世帯人数 / 口径	1人	2人	3人	4人	40mm	100mm
		使用水量	16㎡	30㎡	40㎡	46㎡	300㎡	2,000㎡
戸田市	改定後	料金	2,882円	4,301円	5,456円	6,512円	91,300円	809,556円
		改定額	726円	1,067円	1,342円	1,606円	23,430円	214,786円
		改定率	33.67%	32.99%	32.62%	32.74%	34.52%	36.11%
	現行 料金	2,156円	3,234円	4,114円	4,906円	67,870円	594,770円	

水道料金改定の背景

水道事業は、税金ではなく水道料金収入を中心に経営しています。水道料金の収入が減ると、安心安全な水を届けるために必要な資金の確保や、古くなった水道管を替えて地震による被害や漏水などを防ぐことが難しくなります。市では現在まで、給水のための支出が水道料金の収入を上回り続けている状況です。例えば、令和5年度は100円で作った水を93円で売っている計算になります。

この赤字分は、住宅の新築などで負担いただく分担金などによって補っています。しかし、今後人口減少などが見込まれることから、水道料金と分担金および加入金を改定して収益を確保し、早期に健全な事業運営にする必要があります。



古くなった配水管

水道料金等を改定します

市民の皆さんには負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

■ 問い合わせ 水安全部総務課 229-4606



水道料金改定についての Q & A

Q. 改定率や改定の実施はどうやって決まったのですか？



A. 外部の専門家などで構成される「戸田市上下水道事業経営審議会」で審議をし、皆さんの代表機関である市議会の議決によって決まりました。外部の専門家と公募を含めた市民委員で構成される審議会では、本来、平均 61.20%の料金改定が必要と判断されましたが、近年の物価高騰に伴う家計負担などを考慮し、平均 33.66%の段階的な料金改定となりました。また、市の現行料金は県内でも安い料金水準※でしたが、改定後は県内平均水準となります。

※口径20mm使用水量30㎡の場合、63団体内9位（令和5年9月時点）

Q. 水道事業に、税金を充てることはできませんか？

A. 水道事業は、経営に必要な費用を水道料金収入で賄うこと（独立採算制）と法律で定められているため、原則、税金を充てることはできません。



Q. 今回値上げをしたら当分値上げすることはありませんか？

A. 今回の料金改定は、令和7～9年度の健全な事業経営を維持するためのものです。配水管や浄水場など、水道施設の更新に備えるための財源確保に向け、今後も適正な料金水準について継続的に検証します。



Q. 県内では、戸田市だけ水道料金の値上げが行われますか？

A. 県内では、令和6年度中に7つの自治体で水道料金の値上げが行われる予定です。また、令和8年度に県から購入する水道水の単価の引き上げが予定されていることから、今後の値上げを検討している自治体が複数あります。



Q. 料金適用はいつからですか？

4月1日料金改定

検針月 (令和7年)	2月	3月	4月	5月	6月	7月
継続使用*	旧料金運用		新料金運用		新料金運用	
新規使用			新料金運用			

A. 改定後料金適用期間は左図のとおりです。継続使用*している方は6月検針分以降に適用されます。



*継続使用…令和7年3月31日までに水道使用を申し込み、使用水量（1㎡以上）を4月または5月の検針時に確認できる場合

※料金改定について詳しくは、『みずのめぐみ第29号』または市ホームページをご覧ください



水道料金改定のパネル展示を実施します

とき 12月12日(木)～25日(水)
ところ 市役所2階 ロビー